日時　令和７年12月11日　16時00分
場所 キングアンバサダーホテル

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　県税事務所長あいさつ

４　税務署からの連絡事項

(1)　令和７年分確定申告期における閉庁日対応等について　（総務課）

イ　閉庁日対応を実施する税務署

別添１「閉庁日対応税務署」のとおり

ロ　閉庁日対応をする日

令和８年３月１日（日）

なお、確定申告電話相談センターにおいても、同日に閉庁日対応を行います。

ハ　対応業務

申告相談、電話相談及び確定申告書の収受

※　電話相談については、確定申告電話相談センターで対応

ニ　令和８年分以降の確定申告期における閉庁日対応の取扱い

確定申告会場における閉庁日対応は、e-Taxの利用者の増加傾向や閉庁日の来場者の減少傾向等を踏まえ、令和７年分確定申告期をもって終了し、令和８年分以降の確定申告期においては実施しない予定です。

※　確定申告電話相談センターにおいては、令和８年分以降も電話相談体制を拡充し閉庁日対応を実施する予定。今後も、自宅からより便利に申告できるよう国税庁ホームページやチャットボット、電話相談などの拡充を図っていく方針

(2)　「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」の発送について　（管理運営部門）

イ　送付対象者

源泉徴収義務者のうち、納期の特例適用者で次に掲げる者

（イ）新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

（ロ）直前の２納期分のいずれかに未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ　発送日

令和７年12月12日（金）

記載のとおりお知らせはがきが発送されております。関与先等に対しまして、期限内納付指導をお願いします。

なお、納税に際しては、ダイレクト納付のご利用をお勧めいただきますようお願いします。

(3)　令和７年分確定申告体制について　（個人課税部門）

令和７年分確定申告におきましても、引き続き、自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告を推進していくこととしております。

(4)　「マイナポータル連携」を利用したマイナンバーカード方式による自宅e-Tax申告推進について　（個人課税部門）

(3)でも申し上げましたが、令和７年分確定申告におきましても、「マイナポータル連携」を利用したマイナンバーカード方式による自宅e-Tax申告を推進していくこととしております。

ご承知のとおり、「マイナポータル連携」を利用することで申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、ふるさと納税の寄附金控除や医療費領収書などを入力する手間が省け、大変便利なものとなっています。この他にも、源泉徴収義務者の方が給与所得の源泉徴収票をe-Tax、eLTAXで提出いただきますと、従業員の方が所得税の確定申告書を作成する際には給与所得の情報が自動で入力されますので便利なものとなります。

税理士会の皆様におかれましては、関与先との接触の機会を通じて、従業員の確定申告の利便性が向上するよう給与所得の源泉徴収票の電子提出をご案内いただくとともに、その従業員に対して「マイナポータル連携」を利用した自宅e-Tax申告推進をお願いします。

(5)　確定申告期間の相談について　（個人課税部門）

令和７年分確定申告期における確定申告会場は、各署とも令和８年２月16 日（月）から３月16 日（月）までの期間に開設し、相談を行います。確定申告会場の入場に際しては入場整理券が必要となります。入場整理券は国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインによる事前発行による取得、もしくは確定申告会場での当日配付での取得となりますので、ご承知おきください。

(6)　確定申告期の税務支援について　　（個人課税部門）

イ　無料申告相談の日程等について（熊谷署）

令和７年分の確定申告につきましては、昨年に引き続き、納税者ご自身のスマートフォンによる申告相談も予定しております。ご協力よろしくお願いします。

（イ）期間

令和８年２月16日（月）から２月25日（水）の７日間

（ロ）場所

上柴公民館　大会議室２（アリオ深谷３階）

（ハ）人員

延べ53人（昨年64人）

ロ　電話相談による申告相談業務（関信局）

（イ）期間

令和８年１月13日（火）から３月16日（月）

（ロ）人員

延べ1,800人（昨年1,750人）

ハ　その他

税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣方式による申告相談においては、代理送信によるe-Taxの利用をお願いします。

なお、国税局から操作マニュアル等が提供され次第、お知らせします。

(7)　通勤手当の非課税限度額引き上げについて　　（法人課税部門）

令和７年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和７年11月20日に施行され、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当について適用されますので、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和７年分の年末調整での対応が必要となります。

税理士会の先生方におかれましては、関与先の源泉徴収義務者等から問合せがあった場合には、別添２又は国税庁ＨＰの特設サイト

(https://www.nta.go.jp/users/gensen/tsukin/index.htm)を参考にご対応いただきますようお願いします。　　【特設サイトQR】

５　県税事務所からの連絡事項

個人事業税に関する照会文書の発送について

個人事業税の算出のため、照会文書を次のとおり発送します。期限までのご提出をお願いします。

○　照会文書の種類

「不動産の賃貸状況明細書」

不動産貸付収入及び駐車場貸付収入がある方への照会

「社会保険診療等に係る収入金額等の明細書」
医師、歯科医師、柔道整復師等を業とする方への照会

○　発送予定日
令和７年12月15日（月）

○　回答期限
令和８年３月23日（月）